

フランス社会の「少数民族」とは誰か ——異言語話者から移民まで

西山教行 NORIYUKI NISHIYAMA



西山教行（にしやまのりゆき）
京都大学大学院人間・環境学研究科准教授。一九六一年東京都生まれ。明治大学講師、新潟大学経済学部助教授を経て、現職。専門は、フランス語教育学、言語政策、外国語教育学。主要著書に、「言語帝国主義とは何か」（共著、藤原書店、二〇〇〇年）など。二〇〇五年より、Revue japonaise de didactique du français（日本フランス語教育学会誌）編集長。

フランスの「少数民族」とはどのような社会集団であろうか。「少数民族」が多数者の相対化の上に成り立っているのならば、多数者は「少数民族」をそのような集団として承認し、特定の社会的地位を与えているのだろうか。またこれまで「少数民族」と見なされてきた人々は、現在もまた「少数民族」としてフランス社会の構成要素となっているのだろうか。本稿では、現代フランス社会における「少数民族」の存在を言語問題から考察し、異言語話者から移民にまでいたる、「少数民族」の諸相に迫りたい。

1 「少数民族」と言語問題

そもそもフランスに「少数民族」は存在するのだろうか。「少数民族」はその定義に応じて、存在するとも、存在しないとも考えることができる。「少数民族」とは「社会を構成する民族集団のうちで、支配的な民族集団とは異なる言語・宗教・慣習を持ち、社会の周縁部や被支配的な地位にある、一般的には人口の上でも少数の民族」（『広辞苑』）であるという一般的定義に照らし合わせれば、国語であるフランス語以外の異言語を使用する、あるいは使用



図1 フランスの言語地図
Cerquiglini(2003), *Les langues de France*, p.23.

もする。ひとたびフランス人として生まれ、あるいはフランス国籍を取得してしまえば、フランス国民はその出自、人種、宗教により区別されることはない。公共空間において、このような差異はすべて平等性に還元され、文化的民族的差異は差別を生み出す根拠とならないのみならず、アフーマティブ・アクションに代表される優遇的措置

してきた言語集団がフランスには存在することから、「少数民族」は存在するといえる。言語地図（図1参照）に認められるように、フランスには現在でもアルザス語、フラマン語、ブルトン語、バスク語、カタリニア語などといった地域語があり、また一九九九年の統計によれば、子どもの頃に家族とのコミュニケーションにフランス語以外のこのような地域語を何らかの割合で使用していたフランス人は二六%いるという（Clanché 2002, p. 1）。このような指標がそれぞれの地域に対応した言語集団の存在を含意するならば、これらの言語を使っていた、あるいは現在も使用するフランス人

を「少数民族」と称することができるのだろう。確かに、異言語話者の集団という視点から、彼らを「少数民族」に分類することができかもしれない。しかし「少数民族」の存在は、憲法の定める平等の精神の前でかき消されてしまう。
フランス共和国は人権宣言の伝統を受け、第五共和国憲法の冒頭で市民の平等を次のように宣言している。「フランスは、出自、人種または宗教による区分なしに、すべての市民の法律の前の平等を保証する。」（憲法第一条）この平等の精神は共和国の基盤であるが、これこそが共和国の内部にあって「少数民族」を消失させてしまう論拠でもある。ひとたびフランス人として生まれ、あるいはフランス国籍を取得してしまえば、フランス国民はその出自、人種、宗教により区別されることはない。公共空間において、このような差異はすべて平等性に還元され、文化的民族的差異は差別を生み出す根拠とならないのみならず、アフーマティブ・アクションに代表される優遇的措置

の対象にもならない。ここにフランスの「少数民族」を考えるにあたってのアポリアが潜んでいる。フランス社会の平等の精神はあくまでもフランス語の使用を前提として確保されてきたもので、一九世紀以来近年にいたるまで長年にわたって、公共空間における異言語の存在は承認されてこなかったのである。異言語話者はみずからの母語による教育や行政サービスを受けることができず、その言語権は承認されなかった。一九九九年に欧州評議会が「欧州少数民族言語憲章」の署名ならびに批准を加盟各国に求めた際も、フランス政府は、署名はするものの、批准せずとの措置をとらざるを得なかった。憲法評議会は、この憲章を「分割不可能な一つの共和国、一つの国民」という政体や法の下での平等という憲法の規定と矛盾すると考え、批准を違憲と判断したためである。

言語問題を抜きにして、フランスの「少数民族」問題を考えることはできない。それは、フランス語を中核とするフランスという国家の創成にまでさかのぼる。フランスは、カエサル率いるローマ帝国に編入された時代を起源とするが、それ以前にも無住の地だったわけではない。ガリア人と呼ばれる民族がフランスの先住民として暮らしており、ガリア語と呼ばれる言語を使用していた。このガリア語は文字を持たない言語であったために、現在ではどのような言語であったのか、その詳細はわからない。フランス語の基層に残存するいくつかの単語よりその原型を想像するのみである。このガリア人はローマ人の侵略を受け、

ローマ帝国に同化され、フランス人の原型となつてゆく。当時のガリア人には自分たちの母語を保持しようとの発想が全くなかったのだろう。むしろ優れた文明語としてのラテン語へと主体的に言語乗り換えを行い、ラテン語の表現するローマ文明の吸収に努めた。その後、ラテン語は次第に土地の色彩を帯び、土着化し、俗ラテン語へ、そして南部ではオック語へ、北部ではオイル語へと変化を遂げる。この二つの言語はそれ自体多くの地域変種、いわゆる方言から構成されており、標準化されることはなかった。オック語の支配する南フランスはトゥルバドールや宮廷恋愛の文化に輝き、繁栄を極め、オック語は当時の文化語となる。しかしフランスが次第に中央集権国家へと整備を進めるなかで、王権はパリを中心に構築され、その地方の土着語であったオイル語の一変種が次第に権力を握ることとなり、南フランスの文化語であったオック語は周縁化される。つまり現在のフランス語の原型となるオイル語は権力の言語となり、他の言語を周縁化することにより、その地位の正当化をはかっていったのだ。

権力の中核を担う言語が他の言語を周縁化し、抑圧する構造は近代フランスにおいても再現される。大革命時代にフランス語は「人間と市民の権利をはじめ明確に確立した言語」、「自由という至上の思想と政治についての最も偉大な考察を世界に伝える責務を担う言語」(バレール、二〇〇二、二六一頁)と考えられ、共和主義普及の道具として承認されるが、その一方でフランス語以外の「方言」はすべて反革命的であ

るとの烙印を押されて、抑圧の対象となる。これは、ブルトン語を始め、バスク語、アルザス語、コルシカ語を話すフランス人を「迷妄の道具」に縛られた「少数民族」と定めることにもつながった。アルザス語はドイツ語の一変種であり、コルシカ語はイタリア語の一変種であることから、このような言語を話す人々はフランス人というよりも、ドイツ人やイタリア人に近いと考えられた。フランス語以外の地域語を使用する人々は、中央政府に従うよりも、外国政府に通じているとみなされたのである。そこで地域語の使用を禁ずることが、革命思想の普及に不可欠だと考えた(Chanet 1996)。しかし言語の撲滅はやすやすと進むものではない。大革命から半世紀を経た一八六三年でさえ、四分の一のフランス人はフランス語を話せなかった。

フランス語は革命思想を伝播する使命を有し、それを使用しない者は反共和主義的である、との言説は学校教育を通じた方言の一扫へと突き進み、この言語政策は第三共和政下の二八八〇年代に一連のフェリー法によって実現される。フェリー法は、非宗教、無償、義務という、現在にまで至る共和国学校の原理を創設したが、共和国学校ではもっぱらフランス語が使用され、学校という公共空間から地域語が徹底的に排除された。それでも地域語が完全に撲滅され、「少数民族」がフランス語を話す共和主義的市民へと同化するには、さらに長い時間が必要だった。

第一次世界大戦にあたり、各地からフランス人が徴兵され、フランス語による指揮

系統の確立される必要から兵士のフランス語化は進み、彼らの帰還後によりやくフランス語は全土に行き渡るようになった。それでも戦間期の一九二五年には「フランスの言語的統一のために、ブルトン語は消滅しなければならぬ」との公教育大臣の通達が発布されたように、地域語の撲滅は容易ではなかった(Chaubet 2008)。第二次世界大戦後になりラジオやテレビが大衆化することによって、フランス語の普及は飛躍的に高まるが、一九六〇年代くらいまでは異言語話者という「少数民族」が存続していたことになる。

2 新たな「少数民族」としての移民

フランス大革命以降、とりわけ一九世紀末からの学校教育は共和主義の実践の場として導入され、その結果、フランスの「少数民族」はフランス国民として同化され、その地域語を奪い取られ、また自発的にそれを放棄していったのであれば、現代フランス社会において「少数民族」は消滅してしまったのだろうか。ところが、「少数民族」は共和主義的統合の歴史に反するかのようになり、増加の一步をたどっている。それは二〇世紀の半ば以降に流入を続ける移民の存在である。

フランスは産業化の進展に伴い、一九世紀半ばより移民の受入をすすめ、移民の社会統合を通じて国民国家を構築してきた。とはいえ、第二次世界大戦以前のフランスが受け入れてきた移民とは、ベルギー、イタリア、ポーランドといったヨーロッパ諸

国からの移民であり、言語は異なるもの、キリスト教文明、正確に言えばカトリックという宗教的基盤を共有する移民が中心であった。ヨーロッパからの移民労働者の受け入れは大恐慌の前夜まで続けられたが、当時のフランス社会では移民みずからもフランス社会への同化を求める欲求が強かったといわれている。これはフランスに同化することにより、差別を解消したいという移民の願いでもあったかもしれない。しかし、異なるものへの差別は時代を問わず存在する。実際のところ、イタリア人やポーランド人に対する差別は現在では想像もできないほど強く、それは現在のアラブ人に対する差別に匹敵できる。しかし、このよう

な外国人差別を乗り越えるに十分なほど、共和国統合の装置、なかでも学校教育や労働環境、軍隊が十分に機能していた。移民の子どもたちはフランス語による学校教育を通じてフランス国民としての意識を植え付けられ、移民労働者は工場労働を通じてフランスに働く仲間との連帯感を培い、また軍隊は祖国フランスを守るための愛国心を養っていった。ちなみに、フランスは二度の世界大戦に際して、移民や植民地人を動員し、彼らは「祖国フランス」のためにおびただしい血を流した。(図2)このように、国家装置は移民を効果的に統合し、移民に「我らが先祖ゴール人」というフランス・イデオロギーの注入を図っていくことが可能だったのである(Nairi 1999)。

しかし、現代フランス社会の直面する「少数民族」としての移民は、もはや一九世紀にフランスが受け入れてきたヨーロッパ諸

国からの移民ではなく、その出自はいっそう多様なものになっている。

第二次世界大戦後の一九四五年から七五年まで「栄光の三〇年」と称される経済成長の時期に流入した移民は、フランスが一九六〇年代まで植民地支配下に定めていたマダガスカルや黒人アフリカ諸国出身の単純労働者を中心に、彼らの多くは現在もフランスに居住している。しかし近年のグローバル化の中での移民は旧植民地の出身者にとどまらず、世界各地からの多様な国籍の人々により構成されている。

フランスはもとより農業国であり、フランス人は流れ作業による工場労働を好まなかった。そのため、高度経済成長期には自動車産業の躍進に対して、植民地より労働力を移入する必要があり、なかでもアルジェリアは労働力の供給源として重要な役割を果たした。

3 アルジェリアとベルベル人

アルジェリアは一八三〇年にフランスによる軍事攻略を皮切りに植民地支配の桎梏



図2 フランス映画「デイズ・オブ・グローリー」(2006年)(原題は「原住民」Indigènes)では、アラブ人、ベルベル人が植民地人として第二次世界大戦に参戦した事実が喚起された。(発売・販売元：アルパトロス、税込価格 5,040円)

を受け、それ以降一三二年間にわたり、フランスの領有に服した地域である。正確に言うならば、一八八一年以降は植民地ですらなく、アルジェリアはフランス本土と同一の行政体系に編入され、本土の県と同じ扱いを受けた。とはいえ植民地原住民はフランス人入植者と同等に扱われたどころか、行政的同化を導入した法律と同じ年に「原住民法」が施行され、これはアラブ系及びベルベル系原住民の社会的法的地位を著しく制約し、植民地社会の支配構造をより鮮明にするものであった。

ここでは、フランスにおける「少数民族」との関連でベルベル人に焦点を絞りたい。ベルベル人とは北アフリカの先住民で、七世紀にアラブ人の侵入を受けて山間部に移住し、その後北アフリカが次第にアラブ化を進め、アラブ人が権力を握るなかで周縁化を余儀なくされ、少数派へと追いやられてしまった民族であり、言語もアラビア語とは共通点がない。フランスによる植民地支配は、彼らの社会的地位に変化をもたらした。

植民地支配の要諦は「分割と対立」であると言われるが、当時のフランス植民地当局はこの原理を十二分に活用した政策を展開した。植民地当局は、アラブ人よりも人口が少なく、威信のある文字言語を持たないベルベル人を重用し、アラブ人よりも高い社会的地位に引き上げたのである。さらに、ベルベル人の一人であり、古代キリスト教世界の代表的教父アウグスティヌスの活躍などを根拠として、ベルベル人を白人と文化的起源を共有する民族と考え、フラ

ンスによる北アフリカの植民地化をフランスによる古代キリスト教帝国の回収と位置づけ、植民地主義そのものの正当化を図ったのである。ベルベル人をアラブ人よりも文明の階梯において優れた存在と考えたのである (Ruscio 1995)。

しかし、アルジェリアの独立と共に、ベルベル人の地位は再び逆転する。フランスからの独立はアルジェリアのアラブ化を意味するものとなり、ベルベル人の存在は周縁化され、少数派へと追いやられ、生活の糧をフランスへの移民という形で求めることになる。フランスに暮らす少なからずのアルジェリア系移民がベルベル系であるのは、この意味で植民地主義の遺産といえよう。しかし地中海を渡ったベルベル人の多くは、フランスでアラブ人と同じ処遇を受けたこととなり、植民地主義の中で唱えられた、ベルベル人に対する好意的な言説は記憶の底に隠されてしまった。そのアルジェリア移民二世の一人に、ジネディーン・ジダンという若者もいた。彼もまた「少数民族」の一人だろうか。(図3)



図3 フランス映画「憎しみ」(La haine, 1995)は、パリ郊外に暮らす移民の若者(ユダヤ系、アラブ系、アフリカ系)を主題として、フランス社会の抱える移民問題を明らかにした。(©2005KUZUI ENTERPRISES Inc.)

参考文献

- バレール (二〇〇二)、「方言とフランス語の教育に関する報告と法案」、コンドルセ他、阪上 孝 編訳『フランス革命期の公教育論』、岩波書店
- Cerquiglini, Bernard (sous la direction) (2003), *Les langues de France*, Presses universitaires de France.
- Chanet, Jean-François (1996), *L'école républicaine et les petites patries*, Éditions Aubier.
- Chaubet, François (2008), « La place de la langue française aujourd'hui », *Cahiers français*, n. 342, pp. 76-80.
- Clanché, François (2002), *Langues régionales, langues étrangères : de l'héritage à la pratique*, Insee Première, n. 830.
- Nair, Sami (1999), *L'immigration expliquée à ma fille*, Seuil.
- Ruscio, Alain (1995), *Le credo de l'homme blanc*, Éditions Complexe.